

第1部



總則

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要	4
第1 計画の目的	4
第2 計画の性格	4
第3 計画の前提	5
第4 計画の構成	6
第5 計画の習熟	6
第6 計画の修正	6
第7 他の法令に基づく計画との関係	7
第2章 板橋の現状と被害想定	8
第1節 板橋の概況	8
第1 地勢の概要	8
1 位置	8
2 地形	8
3 地質	8
第2 河川	8
1 荒川	8
2 荒川支流	8
第3 面積及び人口	10
1 面積と人口	10
2 昼夜間人口	10
第4 産業及び生活環境（板橋区の統計 令和4年版）	11
1 産業別の概要	11
2 土地利用状況	11
3 上下水道	12
4 道路	12
5 公園	12
6 医療施設	12
第2節 風水害の概況	13
1 昭和20年代の水害	13
2 都市型水害の発生	13
3 集中豪雨による被害	14
第3節 板橋区の地域特性	15
1 人口分布	16
2 東京都緊急輸送道路ネットワーク図	17
3 鉄道網と駅	18
4 土地利用状況	18
5 補正不燃領域率	19

第4節	被害想定	20
第1	地震災害	20
1	前提条件	20
2	考慮する想定地震	20
3	気象条件等	20
4	想定結果の概要（首都直下地震等による東京の被害想定より）	21
5	震度分布図（多摩東部直下地震（M7.3））	22
6	液状化危険度分布（多摩東部直下地震（M7.3））	22
7	急傾斜地崩壊危険度ランク（多摩東部直下地震（M7.3））	23
8	全壊棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））	23
9	焼失棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））	23
10	身の回りで起こり得る被害の様相	24
第2	富士山噴火降灰災害	26
1	前提条件	26
2	想定される被害の概要	26
3	降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）	26
第3	風水害	28
1	前提条件	28
2	想定される被害の概要	28
3	荒川洪水浸水想定結果における浸水想定区域および家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	29
4	荒川洪水浸水想定結果における浸水継続時間	29
第3章	河川、下水道等の整備概要	30
第1節	河川	30
第1	荒川	30
第2	荒川支流	30
1	新河岸川及び白子川	30
第2節	下水道	32
第1	区部の下水道	32
第2	排水機所	33
第3	移動式排水ポンプ保有状況	34
第4	浸水対策	34
1	土のうステーションの設置	34
第4章	被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	35
第1	区における災害時の課題	35
第2	区の減災目標	35
第5章	複合災害への対応	40
第1節	複合災害による被害の様相	40
第2節	複合災害に備え留意すべき事項	41
第6章	各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ	42

第1章 地域防災計画の概要

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、板橋区防災会議が策定する計画であり、区が、国及び都、指定地方行政機関、指定公共機関（以下「関係防災機関」という。）と、その有する全ての機能を有効に發揮して、区の地域における災害に係る予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

■参照（別冊「資料編」）

- 資料 1.1.1 板橋区防災会議条例
- 資料 1.1.2 防災会議委員名簿

第2 計画の性格

- この計画は、区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務、又は業務を中心として、関係防災機関等が処理する事務、又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- この計画は、板橋区防災基本条例、防災会議条例等の防災に関する条例に適合した基本計画である。
- この計画は、区及び関係防災機関等の責任を明確にするとともに、事務、又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- この計画は、災害救助法に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画並びに水防法に基づき区が定める水防に関する概括的な計画等、防災に関する各種計画を包含する総合的計画である。
- この計画は、災害に対処するための恒久的な計画である。

【地域防災計画の位置づけ】

〈板橋区行政計画〉

〈国・東京都〉

板橋区基本構想

（基本理念・将来像など長期的指針）

災害対策基本法

板橋区基本計画

（基本構想の実現に向けて実施すべき中長期的な施策体系）

防災基本計画：内閣府

（防災に関する国の基本計画）

いたばしNo.1 実現プラン

（基本計画を推進する短期的なアクションプログラム）

東京都地域防災計画

（国の防災基本計画と連動した地域計画であり区市町村地域防災計画の指針）

整合

板橋区地域防災計画

（区及び防災関係機関による災害対策の基本的かつ総合的な計画）

■参照（別冊「資料編」）

- 資料 1.1.3 板橋区防災基本条例

第3 計画の前提

- 令和4年5月に東京の被害想定を約10年ぶりに見直した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」が公表され、震災シナリオで示されたリスクへの対策等を反映した「東京都地域防災計画（震災編）」が令和5年5月に改定された。
- 平成27年関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになり、水防法の改正が行われた。
- この計画は、第2章第4節に掲げる「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震、令和元年東日本台風などの最近の大規模災害などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、各種防災計画の修正及び区民・区議会などの提言を可能な限り反映し策定した。
- 区の基本的役割や災害予防は、災害の種別に関わらず共通して対応すべき取組であることから、震災編と風水害編を一つにまとめた計画に改定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人等に対しては、きめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、女性や高齢者、障がい者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても数次にわたり防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われてきており、区としてもこうした動向を踏まえて、計画を修正していくものとする。
- 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の人権や配慮すべき多様な視点に立った防災対策を推進していく。
- 災害は、地震、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、降雪、火山噴火等の極めて多種な自然災害によるものと、大規模な火災又は爆発、事故等の事故災害によるものとに分けることができる。この計画では、想定する災害に対処できる態勢の樹立を図るとともに、全ての自然災害に対処し得るものとする目標とする。
- 国及び都は、首都「東京」においてハード・ソフト両面から防災まちづくりを協力して推進していくため、令和2年12月に「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」を公表した。このビジョンの策定にあたり、板橋区の荒川及び新河岸川に挟まれる「舟渡・新河岸地区」をモデル地区として選定し、区・都・国等が一体となって高台まちづくり等の水害対策の検討を進めしていく。

第4 計画の構成

- この計画は、区、関係防災機関、事業者及び区民が行うべき災害対策を、予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 総則	区の概況と被害想定、減災目標 等
第2部 区等の基本的責務と役割	基本理念・基本的責務、区及び関係防災機関の役割等
第3部 災害予防計画	区及び関係防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 等
第4部 災害応急・復旧対策計画 (震災・火山編)	地震発生後に区及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第5部 災害応急・復旧対策計画 (風水害編)	風水害発生後に区及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第6部 災害復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等
第7部 南海トラフ地震編	都及び区の対応方針 等

※ 資料編は別冊である。

第5 計画の習熟

区及び各関係防災機関は、平素から危機管理の一環として、災害対策を推進する必要がある。このため、災害に関する施策や事業が本計画に合致しているかを点検し、適宜見直しを行うとともに、災害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟するほか、区民に対し広報・周知等を図り、災害への対応能力を高める。

第6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各関係防災機関は、関係のある事項について、毎年板橋区防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を板橋区防災会議に提出するものとする。

また、「首都圏大規模水害対策大綱」に基づく活動要領の策定や、首都圏大規模水害協議会の検討状況など、国の動向を踏まえて、必要に応じて修正する。

なお、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画については、防災会議において審議を行い位置づけを行うものとする。

第7 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、総合的かつ基本的な性格を有するものであるから、指定行政機関等が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等に抵触するものであってはならない。

また、東京都板橋区防災基本条例第3条の規定に基づき、同条例第2条に掲げる基本理念をこの計画に反映しなければならない。

第2章 板橋の現状と被害想定

第1節 板橋の概況

第1 地勢の概要

1 位置

東京 23 区の北西部に位置し、おおむね東経 139 度 37 分から同 44 分まで、北緯 35 度 43 分から同 48 分までの間にある。

2 地形

平均海拔 30m 前後の武蔵野台地と荒川の沖積低地で形成されている。

区の地形は、おおむね北東部が低地、南西部が高台となっている。最も高い地点は、徳丸変電所付近（35.5m）で最低は新河岸川と荒川にはさまれた地点（2 m）となっている。

また、最長部は板橋一丁目と成増五丁目の埼玉県境を結ぶ部分の 9,500m、最短部は東武東上線東武練馬駅付近を南北に結ぶ部分の 3,500m で南東から北西に長い地形である。

3 地質

区の地質は、大別して武蔵野台地と荒川低地を成層する 2 種類にわかれる。武蔵野台地は、その基盤を第三紀末期（鮮新世）の泥質ないしは砂質の固結度の低い泥岩、砂を主とする三浦層群（東京層）からなり、それを不整合に覆う武蔵野砂礫層（成田層山手砂礫層などと呼ばれる。）や関東ローム層などの第四紀洪積層が累堆している。

また、荒川低地は、河川の氾濫や雨水の浸透などにより、シルト質ないし砂質粘土、又は粘土ないしシルト質砂と砂礫が堆積した沖積層で形成されている。

第2 河川

1 荒川

荒川は、源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に発し、同県内でいくつかの支川を集めて都内に入り、北区赤羽で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積 2,940km² の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、同地点で新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川をあわせて東京湾に注いでいる一級河川である。

2 荒川支流

(1) 新河岸川及び白子川

新河岸川は、狭山丘陵を最上流に持ち、川越市など埼玉県の南西部から途中、柳瀬川や黒目川、白子川などの支流を集めて都内板橋区の荒川低地を流下し、北区志茂で隅田川に合流する流域面積 411km² の一級河川である。東京都区間における流路延長は 9.3km、

流路高低差は約3mであり、河床勾配は極めて緩く、また、全区間が干溝の影響を受ける感潮区間となっている。

新河岸川の支流である白子川は練馬区の大泉井頭公園の七福橋を起点として公園の湧水から流れを発し、埼玉県和光市内に入ってのち板橋区との都県境に沿って流下し新河岸川に合流する一級河川であり、流域面積は25km²、流路延長は10.0kmであり、流路高低差は約50m、河床勾配は上下流で緩く中流で1/250と急な勾配となっている。白子川も新河岸川との合流点付近は感潮域である。

表 新河岸川及び白子川の概要

	新河岸川			白子川	
	流域全体	東京都区間	板橋区区間	流域全体	板橋区区間
流域面積 (km ²)	411*	109***	-	25	1.96
流路延長 (km)	34.6	9.3	5.0	10.0	2.65

* 村山・山口貯水池流域 21km を含む。

*** 東京都管内の各支川の流域面積を含む。

新河岸川流域及び白子川流域とも、昭和30年頃から市街化が進展し、流域や河川沿いの自然環境の減少とともに、河川の水質悪化、頻発する洪水による水害被害等を経験してきている。

■参照（別冊「資料編」）

資料 1.2.1 新河岸川・白子川流域概要図

(2) 石神井川

石神井川は、都中北部にある小平市内の小金井ゴルフ場付近に源を発し、都北部をほぼ一直線に東へ流れ、JR京浜東北線王子駅の東側で隅田川に合流する一級河川である。流域面積は73.1km²、延長は25.2kmであり、都内中小河川としては比較的大きい河川である。

石神井川の流路は、上流から小平市、西東京市、練馬区を経て、三宝寺池、旧豊島園などからの湧水を加えながら武蔵野台地を貫流して板橋区まで至り、石神井川の最も大きい支川である田柄川（現在は下水道幹線）が流れ込む。この後、台地部の東端で渓谷状になって北区に入り、低地帯である京浜東北線王子駅の東側を流れ、隅田川に合流している。流域は下流部の沖積低地帯を除き、武蔵野台地と呼ばれる洪積層上に形成されており、流域の高低差は約85m、平均河床勾配は約1/340である。

表 石神井川の概要

	流域全体	板橋区区間
流域面積 (km ²)	73.1	9.6
流路延長 (km)	25.2	5.8

■参照（別冊「資料編」）

資料 1.2.2 石神井川流域概要図

第3 面積及び人口

「板橋区の統計 令和4年版」より

1 面積と人口

(令和5年1月1日現在)

事項	内容
面積	32.22 km ²
人口	568,241 人
男	278,023 人
女	290,218 人
世帯数	320,619 世帯
人口密度	17,636 人／km ²

2 昼夜間人口

(「令和2年国勢調査」令和2年10月1日現在)

事項	内容	備考
夜間人口	584,483	
昼間人口	480,957	
昼間人口指数	82.3	夜間人口=100
流入人口	120,210	
流出人口	223,736	
流入超過人口	△103,526	△は流出超過を示す

■参照（別冊「資料編」）

資料 1.2.3 鉄道駅別乗車人員

第4 産業及び生活環境（板橋区の統計 令和4年版）

1 産業別の概要

区分	内容	備考
商業	商店数	2,902 戸 (平成 28 年 6 月 1 日現在) 資料：総務省統計局「平成 28 年経済センサス-基礎調査 調査結果」 ※「令和元年経済センサス-基礎調査 調査結果」については、調査項目改変のためデータなし。
	従業者数	29,697 人
工業	事業所数	570 事業所 「令和2年 東京の工業」(令和2年6月1日現在)
	従業者数	14,208 人 (※ 「東京の工業」の調査対象は、従業員4人以上の事業所。)
農業	農家戸数	138 戸
	農業人口	198 人 令和4年8月1日現在
	耕地面積	1,864 a

2 土地利用状況

(令和3年1月1日現在)

区分	面積 (単位 : ha)
宅地	1,806.39
商業地区	15.23
工業地区	132.04
住宅地区	1,659.07
その他	0.05
田	0
畑	13.64
山林	2.10
原野	0
雑種地	25.39
免税点未満	0.90
計	1,848.42

■参考 (別冊「資料編」)

資料 1.2.4 板橋区の土地利用

第2章 板橋の現状と被害想定
第1節 板橋の概況

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

3 上下水道

(令和5年3月31日現在)

区分	内容		所管
上水道	給水人口	583,608 人	都水道局
	普及率	100.0 %	
下水道	普及人口	570,003 人	都下水道局
	普及率	100.0 %	

4 道路

(令和5年4月1日現在)

区分	延長 (m)	面積 (m ²)	所管
国道	17,202	598,192	国土交通省
都道	27,219	735,895	都建設局
自動車専用道	12,631	273,305	首都高速道路(株)
区道	683,140	4,247,988	区土木部
計	740,192	5,855,380	

5 公園

(令和5年4月1日現在)

区分	公園数 (か所)	面積 (m ²)	所管
都立公園	4	462,479.86	
区立公園	218	1,345,900.52	都建設局
区立児童遊園	124	76,183.69	区土木部
計	346	1,884,564.07	

6 医療施設

(令和4年6月1日現在)

種別	病院数	病床数
一般病院	41	9,759
一般診療所	401	78
歯科診療所	342	—

第2節 風水害の概況

都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の10年間（平成24年度～令和3年度）で台風性による降雨で7回、集中豪雨等によるもので22回となり、年に約3、4回の頻度となっている。

本区における昭和43年以降の浸水被害のうち、集中豪雨、台風等により、特に被害が大きかった水害は下表のとおりである。

発生日	原因事象	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	備考
昭和51年9月9日～12日	台風第17号	1,173	1,045	災害救助法適用
昭和53年4月6日	集中豪雨	509	991	災害救助法適用
平成17年9月4日～5日	集中豪雨	71	41	
平成22年7月5日	集中豪雨	158	43	
平成23年8月26日	集中豪雨	64	29	
平成30年9月18日	集中豪雨	58	9	
令和元年10月12日	台風第19号	6	7	災害救助法適用
令和5年6月3日	台風第2号	11	3	

都におけるこれまでの風水害の状況は以下のとおりである。

1 昭和20年代の水害

戦後、東京に大きな被害をもたらした風水害としては、昭和22年9月のカスリーン台風、24年8月のキティ台風などがある。

これらの水害は、江戸川をはじめとする大河川の決壊や高潮によるもので、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区などの区部東部の低地に甚大な被害を発生させた。

2 都市型水害の発生

主要河川の改修、堤防の補強、防潮堤の建設等が進んだ結果、昭和49年の多摩川堤防の決壊を除き、主要河川の氾濫や決壊による被害は大幅に減少した。しかし、昭和30年代から始まった急速な都市化の進展は、中小河川の氾濫による新たな都市型水害を発生させた。

昭和33年の狩野川台風は、中小河川の氾濫等により、区部東部地域に加え、新興住宅地のがけ崩れや、それまで浸水被害の少なかった山の手台地の谷底部にも大きな被害をもたらした。

都内では、市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に川に集中して流れ込む傾向があるとともに、ヒートアイランド現象によると考えられる集中豪雨の頻発により、毎年のように浸水被害が発生している。

また、地下空間の増大など、土地の高度利用化が進み、浸水の危険性が増すとともに、浸水被害額は増加している。

昭和56年10月の台風第24号及び昭和57年9月の台風第18号は、神田川、目黒川などの中小河川を氾濫させ、いずれも5,000世帯以上の床上浸水被害を引き起こした。

3 集中豪雨による被害

- 平成 17 年 9 月 4 日から 5 日未明にかけ、台風第 14 号及び秋雨前線の影響により、区部西部に、時間降雨量 100mm を超える集中豪雨が発生した。神田川及び支流の妙正寺川、善福寺川など 8 河川からの溢水により、中野区、杉並区を中心に都内で約 6,000 棟に及ぶ浸水被害が発生し、都は、12 年ぶりに中野区、杉並区に災害救助法を適用した。
- 本集中豪雨では、神田川・環七地下調節池第一期区間の貯水容量(24 万 m³)が、平成 9 年完成以来初めて満杯となつたため、緊急措置として工事中の第二期区間にも雨水 18 万 m³を取り込み、被害の軽減を図った。
- 平成 22 年 7 月 5 日の夕方から夜にかけて石神井川流域で時間降雨量 100mm を超える集中豪雨が発生し、北区内の溢水では約 500 棟に及ぶ浸水被害が発生したほか、本区では床上浸水 158 棟、床下浸水 43 棟の被害が発生した。これを受け、同年、都市整備局、建設局及び下水道局の三局連携のもと「緊急豪雨対策」を策定し、白子川地下調節池の工期短縮や、石神井川からの洪水を取水できるようにすることで、異なる流域間で機能を發揮できる調節池となる。
- 令和元年 10 月 12 日から 13 日未明にかけて、台風第 19 号の接近に伴い、都内 25 の区市町村に大雨特別警報が発表された。本区では、床上浸水 6 棟、床下浸水 7 棟の他、家屋被害が多数発生した。都は、28 の区市町村へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は特定非常災害、激甚災害に指定した。
- 令和 5 年 6 月 2 日から 3 日未明にかけて、台風第 2 号の接近に伴い、本区では、床上浸水 11 棟、床下浸水 3 棟の他、家屋被害が発生した。

第3節 板橋区の地域特性

地域活動やコミュニティのまとまりを踏まえつつ、駅を中心とした日常生活が行われている範囲や多様な土地利用のまとまり等を考慮した各エリアの地域特性を下記に示す。

エリアの区分	地域特性
①板橋・大山	● エリア内に7つの駅。官公庁施設、病院や商店街が集積。
②大谷口・向原	● 大規模な医療施設や教育施設が多く、低層建築物が密集。
③上板橋・常盤台	● 駅を中心に発展した商店街や住宅地、中小の工場等が混在。
④小豆沢・志村	● 工場の集積するまちから、住工が混在するまちへと変化。
⑤徳丸・西台	● 子育て世代が多く、戸建て住宅の占める割合が高い。
⑥赤塚・成増	● 成増駅周辺に商業施設や医療施設が集積。戸建住宅や集合住宅の占める割合が高く、一部木造住宅が密集。
⑦新河岸・高島平	● エリア内に4つの駅。住宅、公園、医療施設等があり、河川沿いには工場が集積。65歳以上の単身世帯率が高い。
⑧坂下・舟渡	● 住工が混在。荒川や新河岸川等の水辺の緑が豊富。



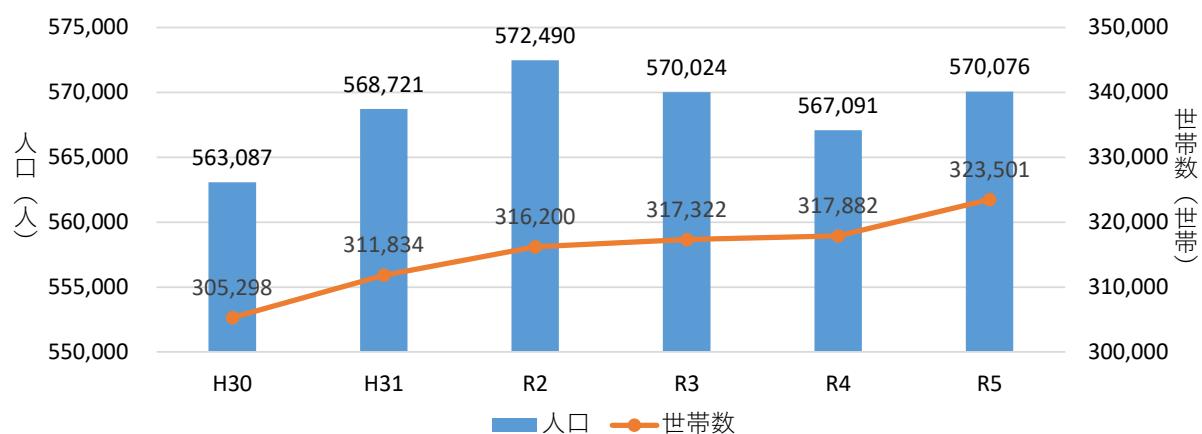
※P15～P19 のエリアの区分は、板橋区都市づくりビジョン（平成30年3月）で設定したエリアを使用。

1 人口分布

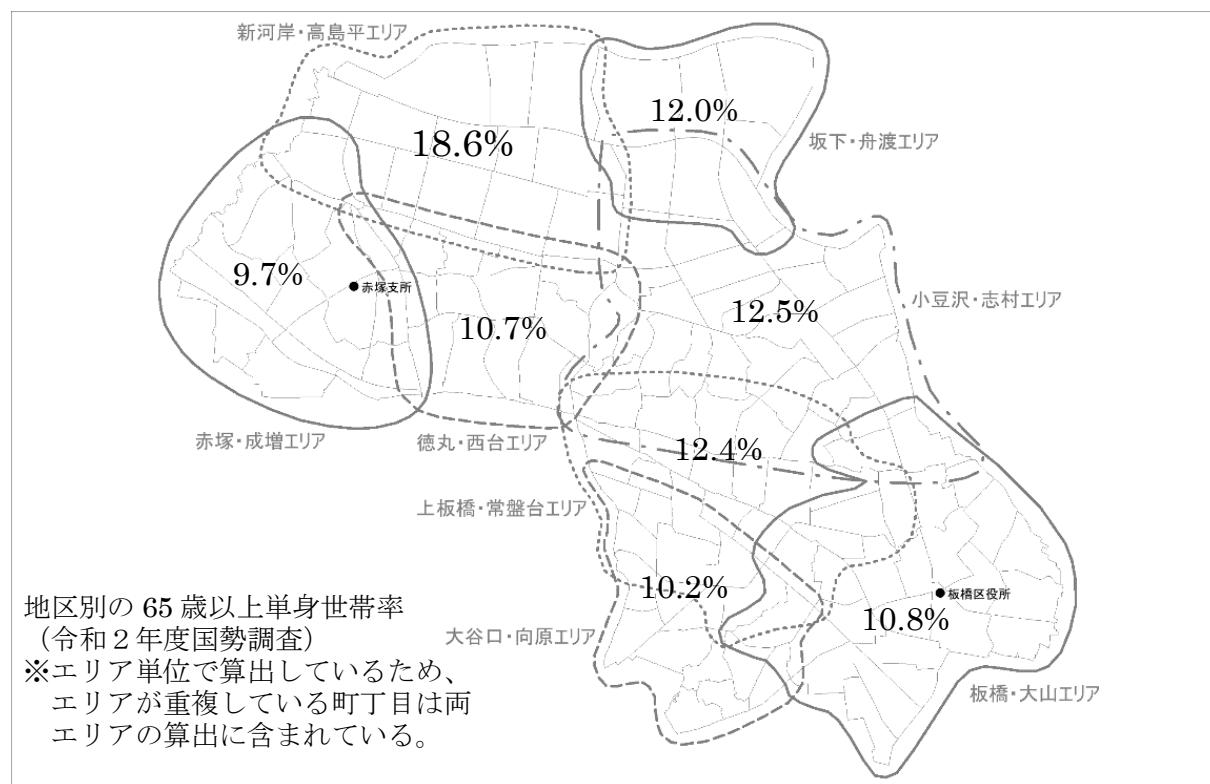
区の人口は、令和5年4月1日現在、570,076人であり増加傾向に転じている。

エリア別人口では、板橋・大山エリアは近年人口増加が著しく、若い世代が比較的多い。

新河岸・高島平エリアや坂下・舟渡エリアでは高齢化が進行するなど地域ごとに差が大きい。

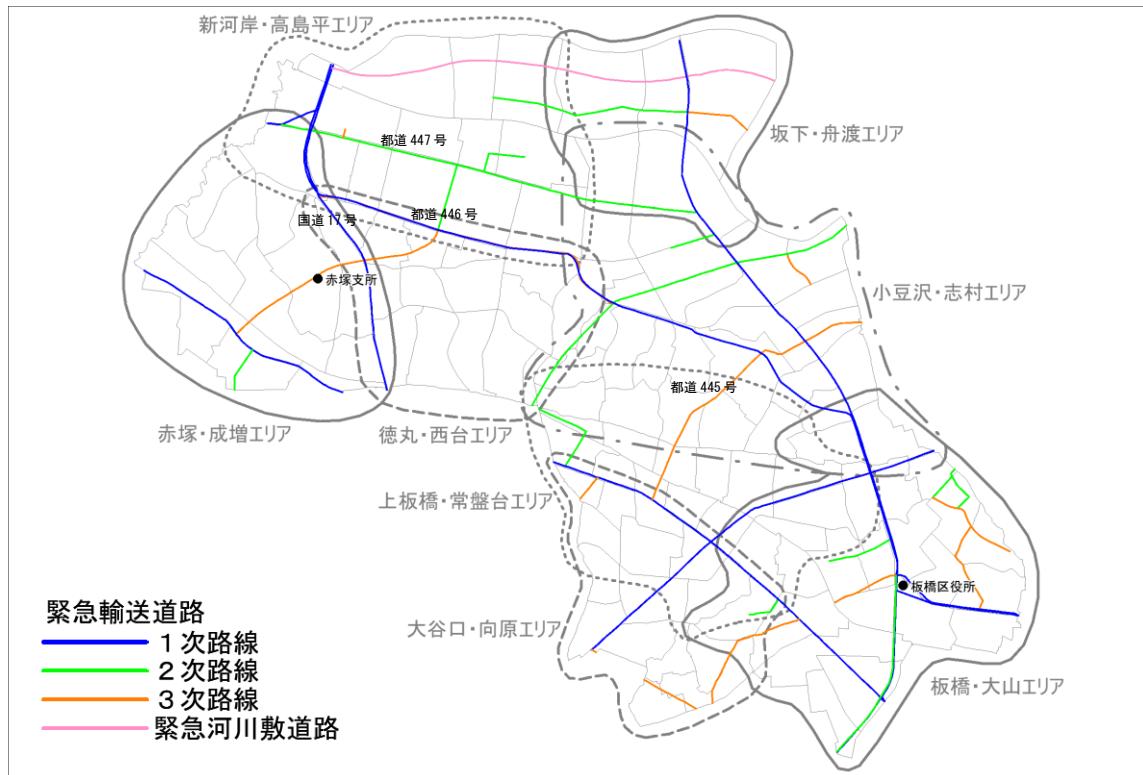


※各年4月1日現在

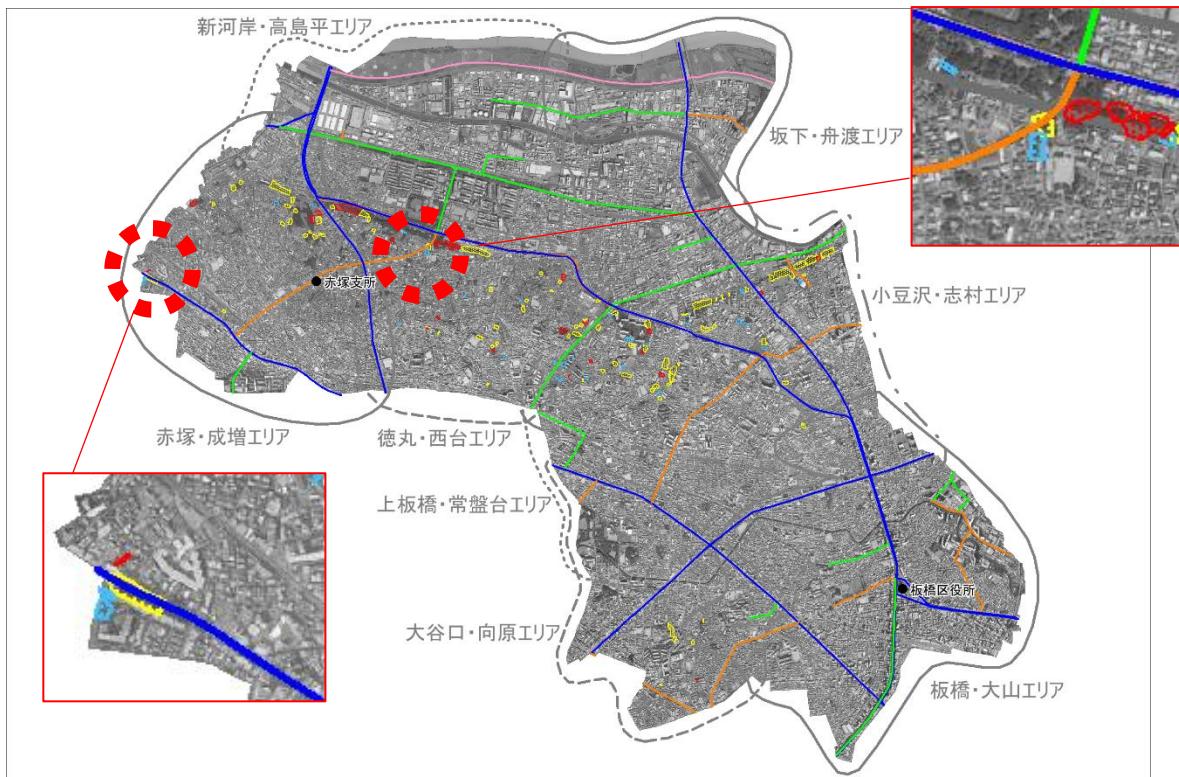


2 東京都緊急輸送道路ネットワーク図

区では、国道17号、都道445号、446号、447号等が緊急輸送道路として指定されており、どのエリアにも緊急輸送道路が位置付けられている。



都の新たな被害想定結果のうち、緊急輸送道路の一部について急傾斜地崩壊の危険性を有する箇所がある。道路閉塞のリスクに注意が必要である。

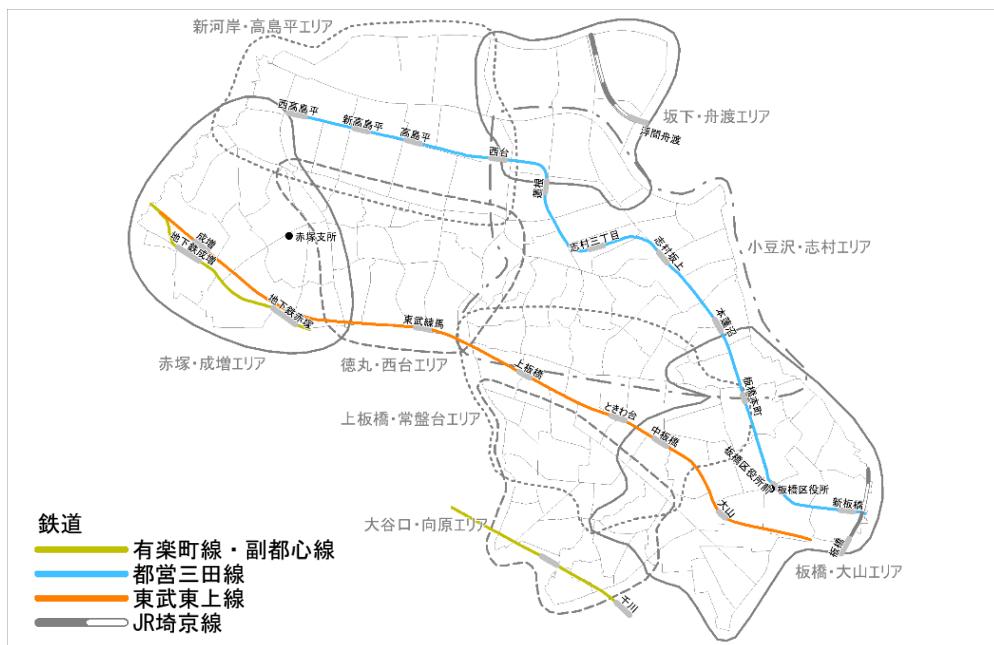


第2章 板橋の現状と被害想定

第3節 板橋区の地域特性

3 鉄道網と駅

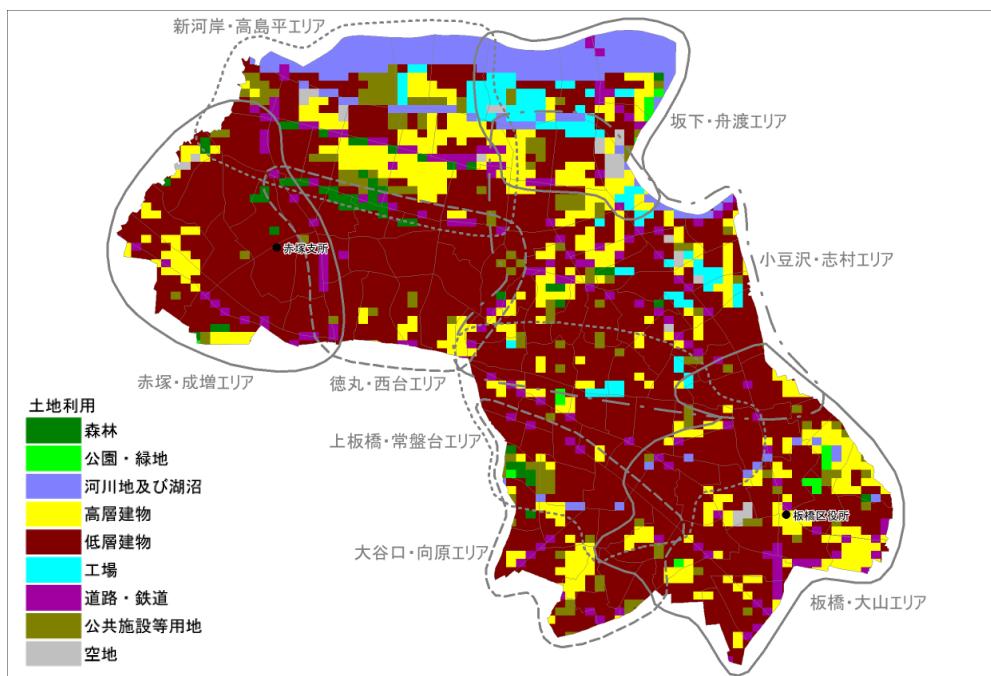
区内にはJR埼京線、都営三田線、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線の4路線がある。板橋・大山エリアには7つの駅、新河岸・高島平エリアには4つの駅があり、他のエリアに比べて駅が多い。



4 土地利用状況

赤塚・成増エリア、徳丸・西台エリア、上板橋・常盤台エリア、大谷口・向原エリアは駅周辺に高層建物があるものの、大部分が低層建物である。

新河岸・高島平エリア、坂下・舟渡エリア、小豆沢・志村エリアは高層・低層建物のほか、工場が分布している。

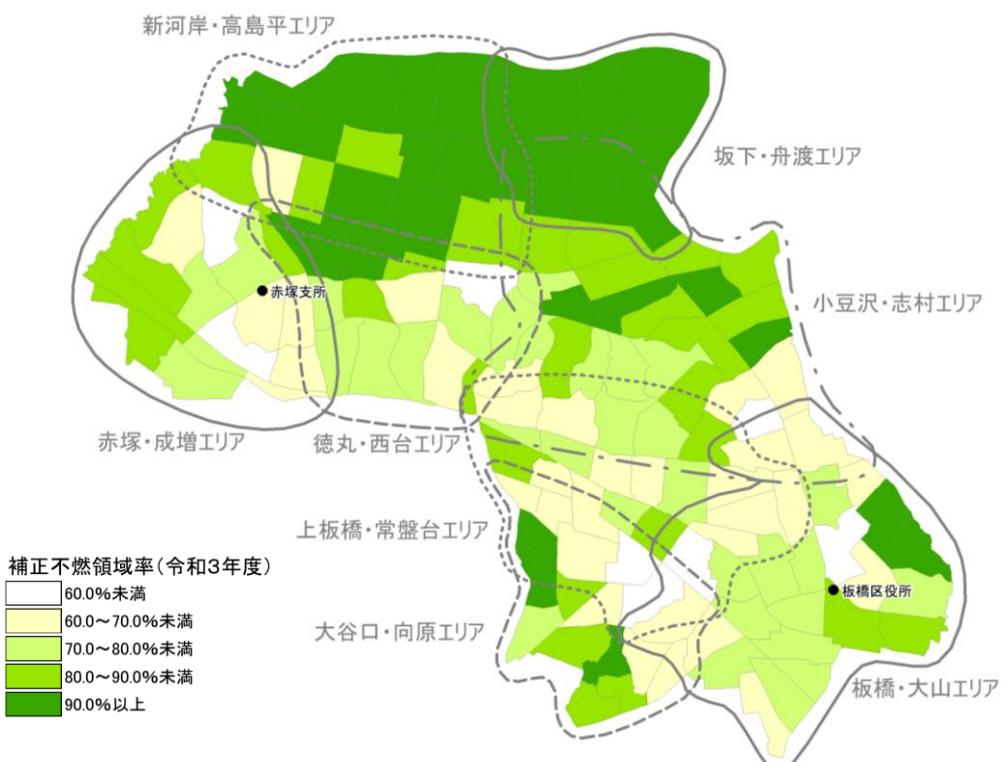


※ 「国土数値情報都市地域土地利用細分メッシュデータ（令和3年度）」（国土交通省）をもとに作図

5 補正不燃領域率

区が独自で推計した補正不燃領域率によると、補正不燃領域率が90%を超える地区は、新河岸・高島平エリアや坂下・舟渡エリアといった区北部に多く広がっているが、そのほかに、板橋・大山エリアや大谷口・向原エリアの区縁辺部においても多く見られる。

一方で、赤塚・成増エリアの赤塚二丁目、赤塚四丁目、徳丸・西台エリアの西台二丁目、大谷口・向原エリアの大谷口上町、小豆沢・志村エリアの泉町、板橋・大山エリアの大谷口北町周辺、板橋・大山エリアの仲宿、弥生町周辺等では補正不燃領域率が60%未満の地区が見られる。独立専用住宅の割合が高く空地率の割合が低い、区西部や中央部において、不燃領域率の低い地区が比較的多く見られる。



資料：令和3年度土地利用現況調査データ

※補正不燃領域率

まちの「燃えにくさ」を表す指標であり、建築物の不燃化や道路、公園等の空地の状況から算出する不燃領域率に、まちにおける建築物同士の隣棟間隔を考慮して補正した指標。60%を上回ると延焼による焼失率は0%に近づき、70%を超えると延焼による焼失率はほぼ0となる。

第4節 被害想定

第1 地震災害

1 前提条件

令和4年5月に東京都が公表した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～（令和4年5月25日、東京都防災会議）」の想定ケース及び板橋区に係る被害想定を計画の前提条件とする。

2 考慮する想定地震

項目	内 容			
想定地震	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
種類	マグニチュード（以下「M」と表記する。）7.3		M8 クラス	M7.4
規模	東京都23区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
震源の深さ	約49km	約45km	約11km	約17km
発生確率	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)		今後30年以内 0~6% (180年から590年の発生間隔)	今後30年以内 0.5~2%

3 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬・早朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none">● 阪神・淡路大震災と同じ発生時間● 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。● オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none">● オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。● 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。● 住宅内滞留者数は1日の中では最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕方18時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none">● 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース● オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。● ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。● 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定結果の概要（首都直下地震等による東京の被害想定より）

板橋区の被害想定は、前提条件のうち、特に大きな被害が想定される多摩東部直下を震源とする地震の場合とする。

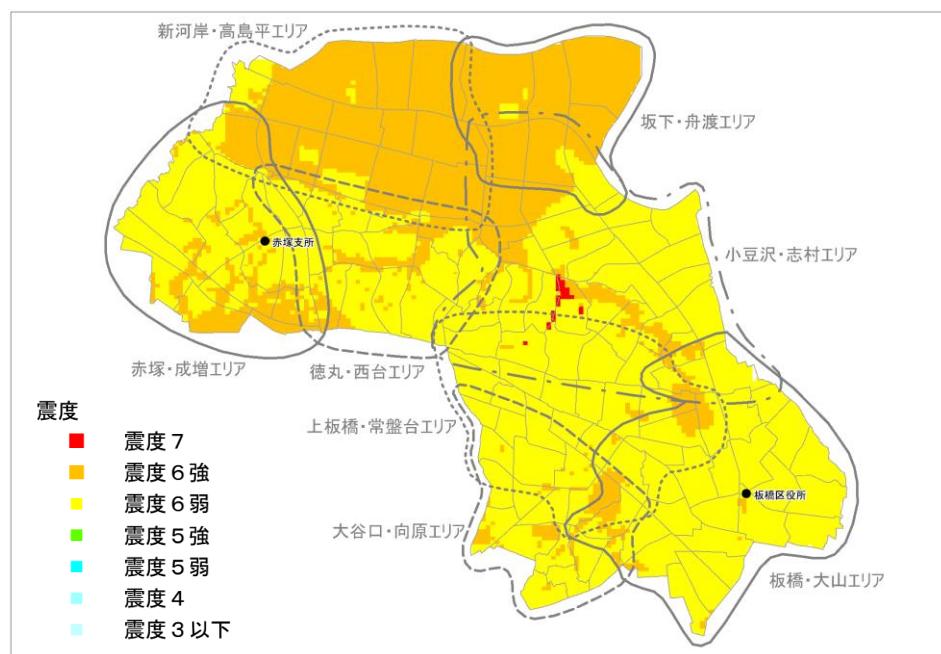
条件	規模	多摩東部直下地震（震度6弱～7）							
		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時			
		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
人的被害	死者数	137	人	138	人	72	人	73	人
	ゆれによる建物被害	117	人	117	人	52	人	52	人
	急傾斜地崩壊による建物被害	0	人	0	人	0	人	0	人
	火災	12	人	13	人	12	人	13	人
	ブロック塀	0	人	0	人	2	人	2	人
	屋外落下物	0	人	0	人	0	人	0	人
	屋内収容物（参考値）	8	人	8	人	6	人	6	人
	負傷者数	2,851	人	2,852	人	2,099	人	2,100	人
	うち重傷者数	266	人	266	人	215	人	215	人
	ゆれによる建物被害	2,629	人	2,629	人	1,865	人	1,865	人
	急傾斜地崩壊による建物被害	0	人	0	人	0	人	0	人
建物被害	火災	21	人	22	人	23	人	24	人
	ブロック塀	9	人	9	人	62	人	62	人
	屋外落下物	0	人	0	人	0	人	1	人
	屋内収容物（参考値）	191	人	191	人	148	人	148	人
	全壊	1,961	棟	1,961	棟	1,961	棟	1,961	棟
ライフライン被害	半壊	7,485	棟	7,485	棟	7,485	棟	7,485	棟
	火災焼失（倒壊建物含む）	470	棟	513	棟	590	棟	641	棟
	停電率	5.7	%	5.8	%	5.8	%	5.9	%
	通信不通率	3.2	%	0.7	%	0.8	%	0.9	%
	上水道断水率	24.4	%	24.4	%	24.4	%	24.4	%
その他	下水道管きょ被害率	3.9	%	3.9	%	3.9	%	3.9	%
	ガス供給停止率	0.0	%	0.0	%	0.0	%	0.0	%
	避難者数（最大）	95,825	人	96,057	人	96,477	人	96,775	人
	避難所避難者数（最大）	63,883	人	64,038	人	64,318	人	64,517	人
	滞留者数	-	人	-	人	476,376	人	476,376	人
その他	帰宅困難者数	-	人	-	人	58,247	人	58,247	人
	災害時要配慮者死者数	101	人	101	人	53	人	54	人
	自力脱出困難者数	969	人	969	人	699	人	699	人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	571	台	572	台	573	台	581	台
	災害廃棄物	81	万t	81	万t	81	万t	82	万t

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。

5 震度分布図（多摩東部直下地震（M7.3））

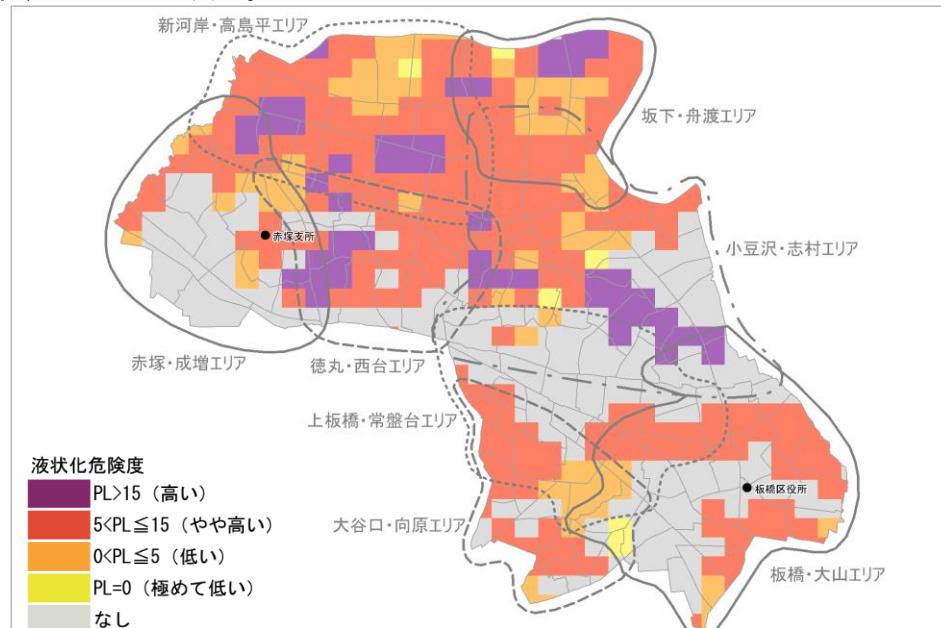
区すべてで震度6弱以上となっており、特に小豆沢・志村エリアの一部で震度7、坂下・舟渡エリア、新河岸・高島平エリアのほぼ全域で震度6強以上が想定されている。



※板橋区都市づくりビジョン（平成30年3月）のエリア区分を表示

6 液状化危険度分布（多摩東部直下地震（M7.3））

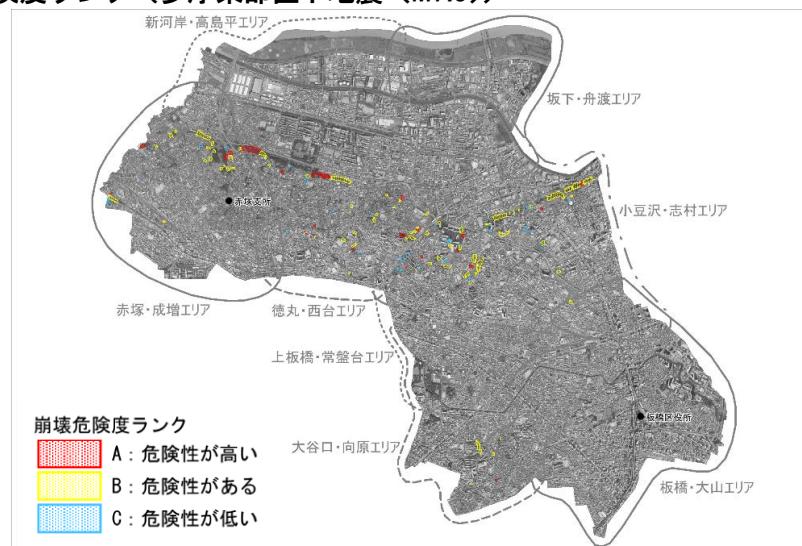
坂下・舟渡エリア、新河岸・高島平エリア、徳丸・西台エリア、小豆沢・志村エリアの北部で液状化のリスクが高い。



	PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	PL>15
PL値による液状化危険度判定	液状化危険度は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要	液状化危険度が高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避

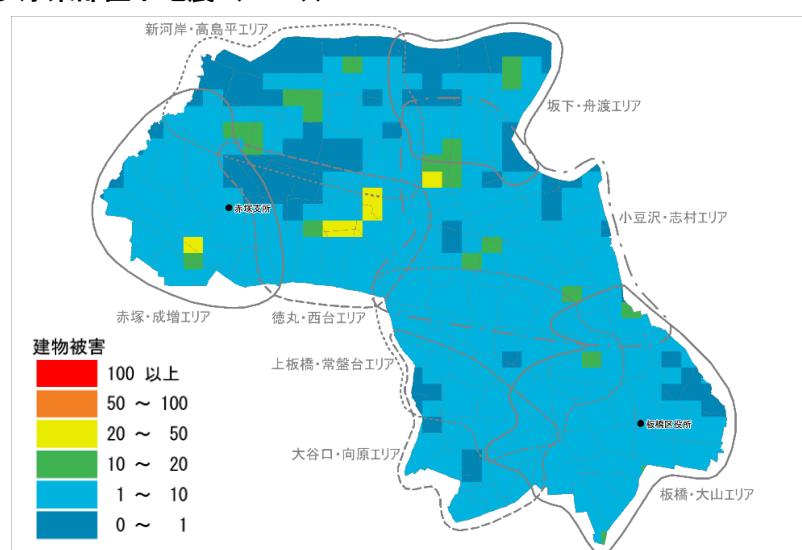
7 急傾斜地崩壊危険度ランク（多摩東部直下地震（M7.3））

赤塚公園等の公園緑地での崩壊の危険性が高い。



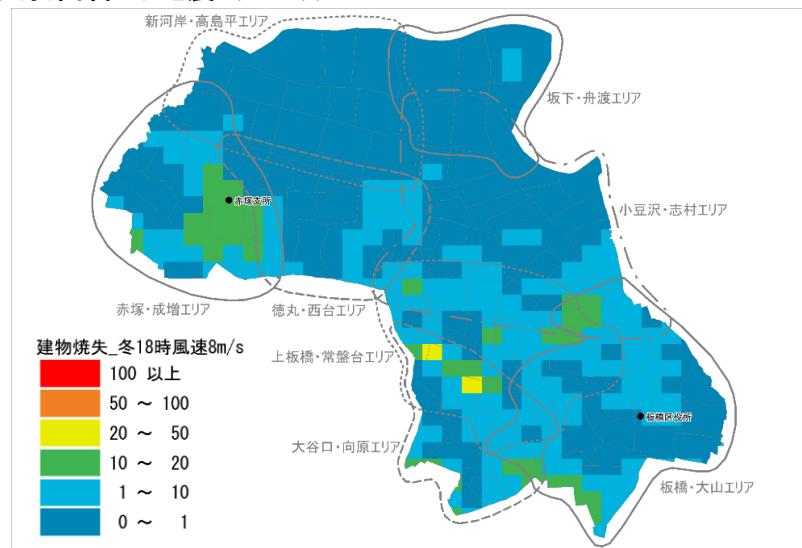
8 全壊棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））

徳丸・西台エリアなどの区北部に全壊棟数が多い範囲がある。



9 焼失棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））

上板橋・常盤台エリアなどの区南部や赤塚・成増エリアの赤塚支所周辺に焼失棟数が多い範囲がある。



10 身の回りで起こり得る被害の様相

今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。

なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

《インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き》

区全域で震度6弱以上が想定されており、発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。また、液状化危険度が高いと想定されている坂下・舟渡エリア、新河岸・高島平エリア、徳丸・西台エリア、小豆沢・志村エリアの北部では、地震の揺れによる被害に加え、液状化による地下埋設物等の被害も発生する可能性がある。

《救出救助期間等による応急対策活動の展開》

区内には高齢化が進んでいる地域があり、特に、高齢者や障がい者等の単身世帯は、逃げ遅れが懸念される。区内の密集市街地では、道路幅員が狭く、行き止まりも多くあり、緊急通行車両の通行が妨げられる可能性がある。建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、障害物や廃棄物等の撤去が進まず、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅延し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。

《避難所での避難》

避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱する可能性がある。さらに、避難者に加え帰宅困難者も学校等の避難所のほか、行政庁舎など避難所に指定されていない施設にも避難してくることにより、避難所が一杯となり避難所環境が悪化する可能性がある。避難者数は時間経過とともに増加し、発災数日後にピークとなるが、乳幼児、高齢者、女性、外国人等多様な避難者のニーズに対応した物資の不足や、トイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブル、ペット等に関するトラブルなど様々な問題が発生する可能性がある。また、避難所生活が長期化することにより、高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活によって病状が悪化することも懸念される。

《住み慣れた自宅等での避難生活》

建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性がある。また、配水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。板橋・大山エリア、上板橋・常磐台エリア、小豆沢・志村エリア、赤塚・成増エリア、坂下・舟渡エリアでは集合住宅も多く立地しており、エレベーターが停止する可能性がある。一方で、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備え

を行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。

《帰宅困難者を取り巻く状況》

区内の道路網は、川越街道、環状七号線、環状八号線といった幹線道路と、その内側の地区道路で構成されており、膨大な帰宅困難者と自動車による渋滞の可能性がある。また、区内にはJR埼京線、都営三田線、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線の4路線があり、特に駅数が多い大山エリア、新河岸・高島平エリアでは、駅周辺に帰宅困難者が滞留する可能性がある。

携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人々が徒歩や自転車等で自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

第2 富士山噴火降灰災害

1 前提条件

国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を前提条件とする。

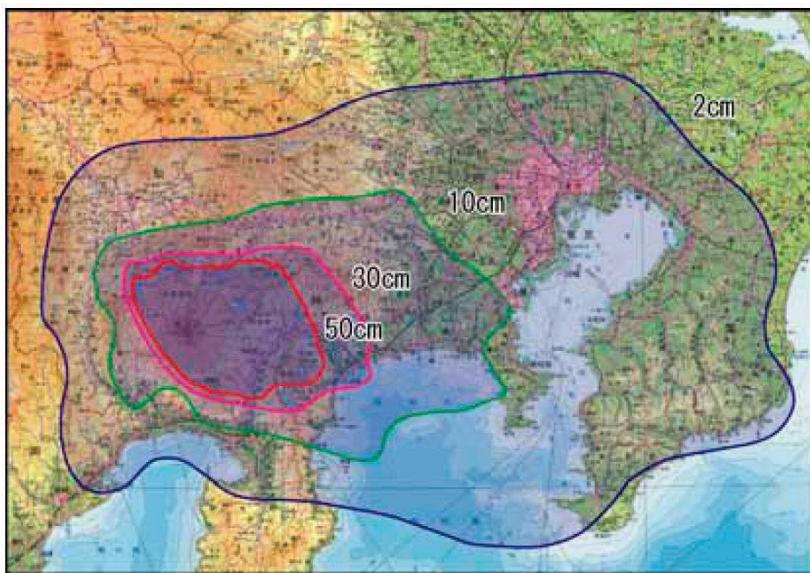
2 想定される被害の概要

区では、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火碎流等の被害を受けることはないが、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。

なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。

項目	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	その他の地域（板橋区含む）	2~10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

3 降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）

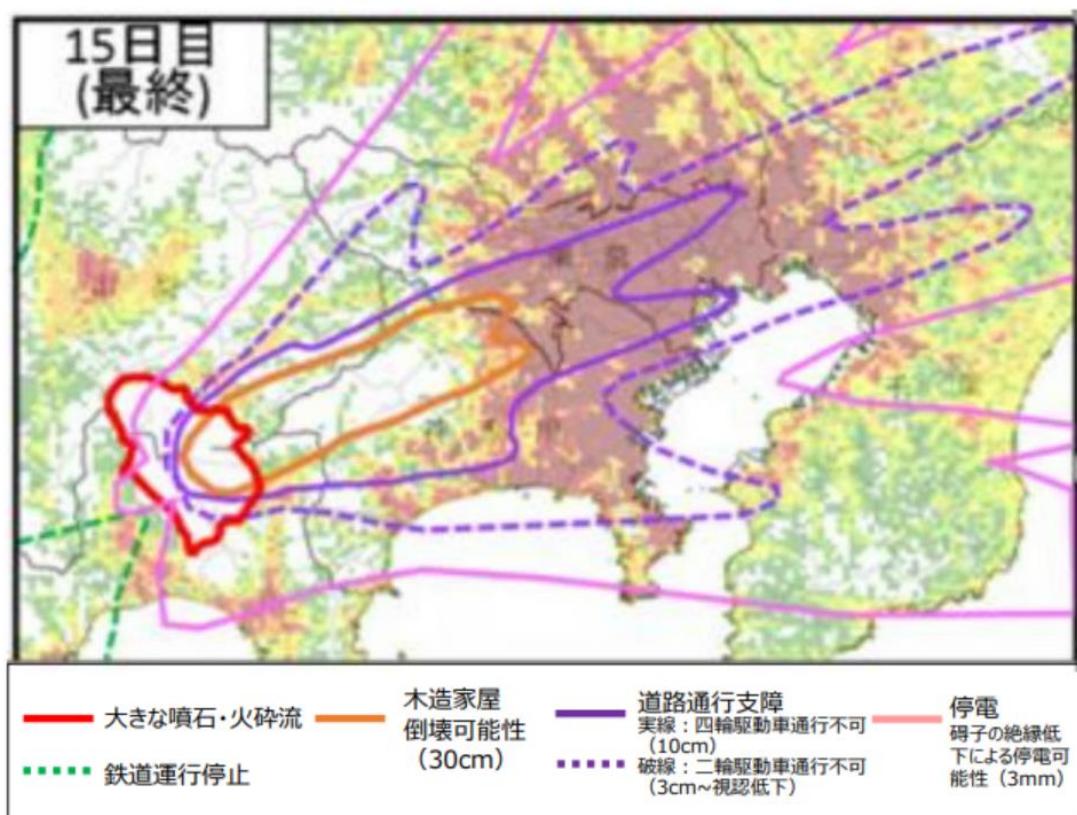


出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

※ 令和2年4月中央防災会議降灰WG報告書において、歴史上の富士山の噴火の内、火碎物が主である噴火の中で最大の噴火であり、噴火・降灰の実績が研究により最もよく判明している宝永噴火を対象として、過去10年の気象庁データから降灰分布に影響する風向・風速を条件とした、降灰のシミュレーションを報告している。

《降灰シミュレーション結果》（西南西風卓越ケース）

- ・15日間継続するものとして計算
- ・都の降灰量は、過去10年の館野の高層観測データ（気象庁）から西南西風が卓越するケース【西南西からの風が支配的な期間（2010年10月14～28日）】を対象条件として計算
- ・多摩地域をはじめ、区部の大部分で2～10cm程度以上の降灰が発生
- ・停電、道路の交通支障、鉄道の地上路線の運行停止の可能性
- ・都内で除灰が必要な火山灰量は約1.2億m³
- ・全体で除灰が必要な火山灰量は約4.9億m³
とされ、東日本大震災で発生した災害廃棄物量の10倍以上に相当



※ 東京都が令和5年12月に公表した「大規模噴火降灰対応指針」において、「最悪のケースを想定した上記シミュレーションを踏まえ、東京都地域防災計画（火山編）の修正にあたっては、被害想定の位置づけを、引き続き検討する必要がある。」としている。

※ 区においても東京都地域防災計画（火山編）の修正を踏まえ、被害想定を見直していくものとする。

第3 風水害

1 前提条件

区の風水害対策の計画は、「洪水ハザードマップ（荒川氾濫版）」、「洪水ハザードマップ（荒川浸水継続時間版）」、「洪水ハザードマップ（集中豪雨版）」を前提とする。

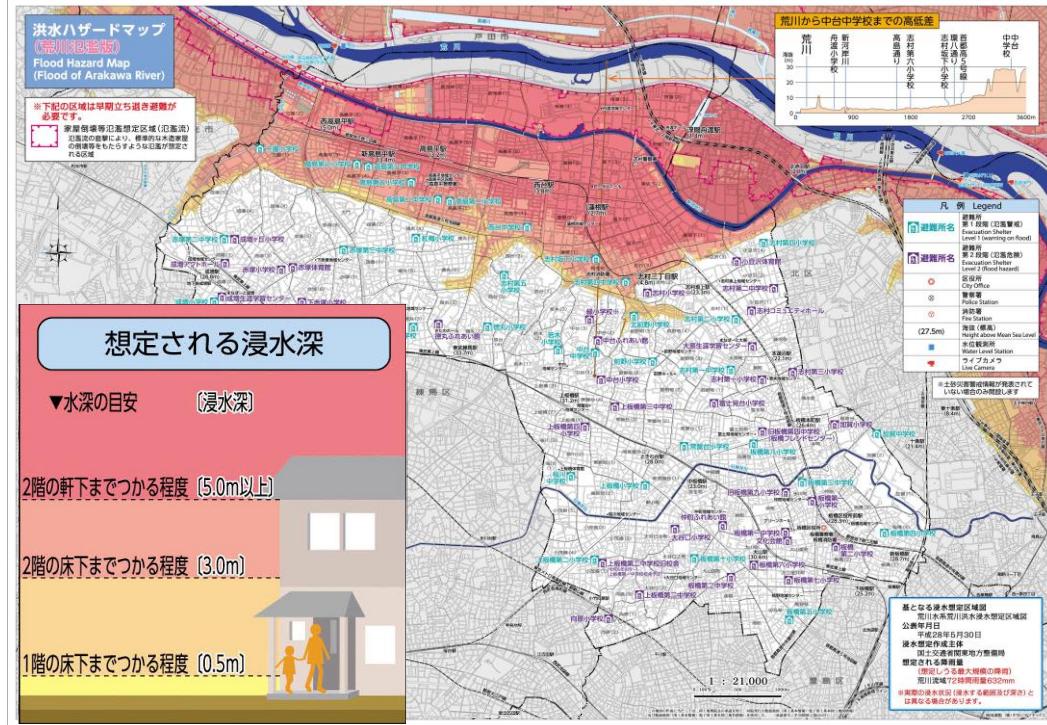
外水氾濫、内水氾濫における前提条件は下表のとおりである。

項目	前提条件
外水氾濫	<ul style="list-style-type: none">● 基となる浸水想定区域図： 荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（平成28年5月30日）● 浸水想定作成主体：国土交通省関東地方整備局● 想定される降雨量：荒川流域72時間雨量632mm
内水氾濫	<ul style="list-style-type: none">● 基となる浸水想定区域図： 石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月23日） 隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（令和3年3月30日）● 浸水想定作成主体：東京都● 想定される降雨量：時間最大153mm、総雨量690mm

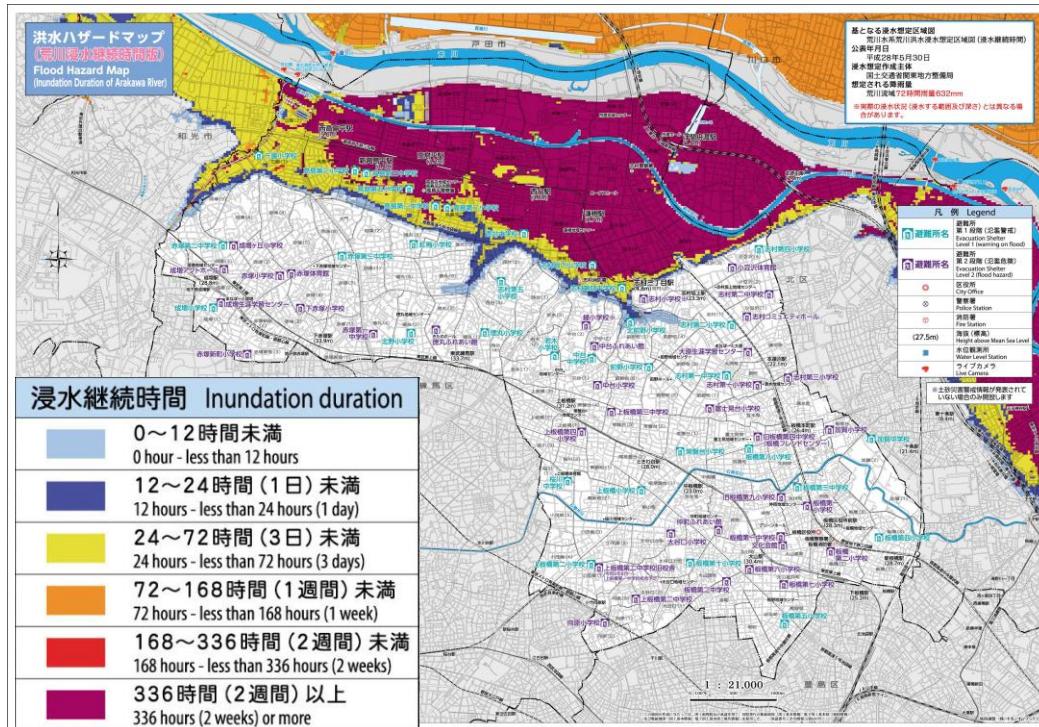
2 想定される被害の概要

平成28年5月30日に国土交通省が公表した「洪水浸水想定区域図」（水防法の規定による想定最大規模降雨、荒川が流れる地域で3日間での総雨量632mmの降雨があった場合）によると、区北部は5m以上の浸水が想定されており、2週間以上浸水が継続する区域が広く分布している。

3 荒川洪水浸水想定結果における浸水想定区域および家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） (板橋区洪水ハザードマップ 荒川氾濫)



4 荒川洪水浸水想定結果における浸水継続時間 (板橋区洪水ハザードマップ 荒川浸水継続時間)



第3章 河川、下水道等の整備概要

区の河川（荒川、石神井川、新河岸川、白子川）、下水道等の整備状況は以下のとおりである。

第1節 河川

区の河川は荒川及びその支流に分けられるが、その現況は次のとおりである。

第1 荒川

- 区の北部埼玉県境を東西に流れる本川は、低地帯を貫流し地盤沈下の影響を受けている箇所であり、当該区においては昭和 60 年度から右岸笛目橋下流より築堤工事（嵩上工事）に着工し、平成 3 年度に完成した。また、戸田市左岸側についても平成 7 年度に完成した。
- 堀切橋より笛目橋までの一般改修区間 18.1km は、ほぼ概成している。
- 戸田橋は橋梁架替工事により計画堤防高まで嵩上されたことにより流水への阻害はなくなった。
- 区内の堤防は現在計画高水位（戸田橋付近 A P + 9.41m）に対して治水上の安全性を考慮した余裕高を加え、ほぼ概成している。

第2 荒川支流

- 板橋区管内における石神井川及び白子川の改修事業（50mm/h）は完了している。また、新河岸川の改修事業については、埼玉県境部の一部を除き完了している。
- 荒川の支流の各河川については、流域の都市化に伴い、台風や異常降雨の際は、流水量が急激に増加するため、溢水が予想され、浸水のおそれがある。
- また、近年、成増・東坂下・浮間地区の低地の地盤沈下も一時期に比して、減少の傾向にあるものの、なお警戒を要する。

1 新河岸川及び白子川

(1) 新河岸川

- 板橋区管内の河川延長は 6.3km である。
- 新河岸橋より下流部は高潮区間であり、昭和 63 年度までに整備を終えている。新河岸橋より上流部は中小河川区間であり、昭和 55 年度に総合治水対策特定河川の指定を受け、同年度から 50mm/h 計画規模の護岸整備に着手し、現在、埼玉県境の一部を除きほぼ完成している。

(2) 白子川

- 板橋区管内における白子川について、昭和 55 年度から 50mm/h の降雨に対応できる護岸整備に着手し、平成 4 年度に改修工事を終えている。

ア 石神井川

- 板橋区管内の河川延長 5.8km について、1時間 50mm 程度の降雨に対応する河道整備は、昭和 57 年度に終えている。また、平成 30 年度から 75mm/h の降雨に対応できる都立城北中央公園調整池の整備に着手している。

イ 区内の暗渠

板橋区内には、現在暗渠となっている小規模な河川がある。かつては生活用水や農業用水として使われていたが、都市化、水の利用量の増加による水量不足、水質汚染、度々起こる水害などの理由があり、暗渠となっている。区北部の低地帯はもともと湿地で水田が広がっており、水に恵まれた土地であったことがわかる。

区内の主な暗渠については下記のとおり。

● 出井川

出井川は泉町の出井の泉公園を主な水源とし、首都高速池袋線付近、都営三田線志村三丁目駅付近を流れ、東坂下で新河岸川に合流している。支流に若木付近を水源とする前野川などがある。かつての流路は下水幹線が流れ、緑道として整備されている。

● 谷端川

谷端川は豊島区を源流に東武東上線下板橋駅から JR 板橋駅付近を通過し、豊島区・文京区を通り神田川に注いでいる。本川は現在下水道幹線となっている。板橋一丁目付近は地上は緑道として整備されている。支流の出端川は、幸町、中丸町、熊野町付近を流れている。また、千川上水の分水も谷端川に流入していた。

● 前谷津川

前谷津川は赤塚新町などを源流とし、複数の支流を集め高島平で新河岸川に合流する。流路は高島平から赤塚にかけて緑道が整備されている。現在の不動通り沿いなど、支流は区西部の谷地を形成している。

● 蓼根川

蓼根川は若木付近を水源とし、現在の環状 8 号線付近を流れている。出井川のやや上流で新河岸川に合流している。

● 百々向（ずずむき）川

百々女木（ずずめき）川という呼び名もある。赤塚新町三丁目付近を水源とし、北流する。成増駅東側にある東武東上線のガードはかつての流路である。この後は北西に向きを変え、この先の流路は緑道として残っている。成増三丁目で白子川の旧流路に合流する。

第2節 下水道

- 近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させている。
その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。このような浸水被害は、下水道未普及地域だけでなく、普及地域においても発生するようになっている。
- 下水道は、このような状況を解消して災害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。
- なお、都の下水道は、23区の単独公共下水道と、多摩地域の流域下水道並びに流域関連公共下水道、単独公共下水道及び特定環境保全公共下水道とに大別できる。

第1 区部の下水道

- 区部の下水道計画区域は、多数の大小河川水系流域や地勢、あるいは都市形態を基に、芝浦、三河島、砂町、小台、落合、森ヶ崎、小菅、葛西、新河岸、中川の10処理区からなる。
- 下水道の排除方式は大部分が汚水と雨水を一本の管きよで排除する合流式であるが、芝浦、砂町、森ヶ崎の一部、中川の大部分は分流式である。また、河川をはじめとする公共用水域への排除は、原則として自然流下である。しかし、東京湾沿いや多摩川、荒川、隅田川、中川周辺の低地帯は、自然流下による雨水排除が困難であるため、ポンプ吸揚により雨水を排除することとしている。
- 下水道の整備は、都市施設基盤整備の最重要施策として普及事業を進めてきた結果、平成6年度末には100%普及(概成)を達成した。
普及率100%達成以降の下水道事業のあり方を示す「第二世代下水道マスターplan」を平成4年7月に策定し、着実に事業を推進している。
- 都下水道局では、平成13年3月に「下水道構想2001」を策定した。本構想は、下水道経営を取り巻く厳しい状況にあっても、将来にわたり下水道サービスの維持、向上を図っていくため、区部下水道を建設、維持管理してきた経験を踏まえ、都民サービスのさらなる向上、より一層の事業の効率化・重点化の観点から事業全般の進め方を見直した。
- また、多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の再構築、都の事務事業で排出される温室効果ガスの約4割を下水道事業が占めていることなどから、「下水道構想2001」に基づき、「経営計画2021」と地球温暖化防止計画である「アースプラン2017」を策定し、着実に推進している。

■参考（別冊「資料編」）

資料1.3.1 区部下水道全体計画図（都計画 別冊資料より）

- 平成23年の東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策のあり方などについて、平成24年8月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。

- この方針に基づき、同年12月に「下水道施設の地震・津波対策整備計画」を策定した。この計画に沿って、水再生センター及びポンプ所について、想定される最大級の地震動に対する耐震化や、東京都防災会議が示した最大津波高さに対して電気設備などへの浸水を防ぐ耐水化、下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化を実施し、令和元年度までに概ね完了させた。
- 平成25年の局地的集中豪雨や台風により、甚大な浸水被害が生じたことから、雨水整備水準のレベルアップを含む検討を進め、同年12月に「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定した。

第2 排水機所

排水機所は、区内に10か所設置されている。

水系	名称	所在地	設備	能力（モーター）
石神井川系	仲宿15番地排水機所	仲宿 15番地先	排水ポンプ2台	$\phi 200\text{mm} \times 2$ 基 $4\text{t}/\text{分} \times 2$ 台
	本町29番地排水機所	本町 29番地先	排水ポンプ2台	$\phi 150\text{mm} \times 2$ 基 $1\text{t}/\text{分}$ $2.5\text{t}/\text{分}$
	本町1番地排水機所	本町 1番地先	排水ポンプ3台	$\phi 200\text{mm} \times 2$ 基 $7\text{t}/\text{分} \times 2$ 台 $\phi 150\text{mm} \times 1$ 基 $2\text{t}/\text{分}$
	小茂根二丁目仮排水機所	小茂根二丁目 4番地先	排水ポンプ2台	$\phi 500\text{mm} \times 2$ 基 $36\text{t}/\text{分} \times 2$ 台
	大谷口北町仮排水機所	大谷口北町 52番地先	排水ポンプ4台	$\phi 500\text{mm} \times 4$ 基 $36\text{t}/\text{分} \times 4$ 台
	計		13台	243.5 t / 分
新河岸川系	東坂下二丁目排水機所	東坂下二丁目 17番地先	排水ポンプ1台	$\phi 150\text{mm} \times 1$ 基 $2.7\text{t}/\text{分}$
	小豆沢四丁目排水機所	小豆沢四丁目 25番地先	排水ポンプ1台	$\phi 100\text{mm} \times 1$ 基 $0.6\text{t}/\text{分}$ (北区管理)
	計		2台	3.3 t / 分
白子川系	三園二丁目仮排水機所	三園二丁目 17番地先	排水ポンプ2台	$\phi 250\text{mm} \times 2$ 基 $6\text{t}/\text{分} \times 2$ 台
	計		2台	12 t / 分
七曲り道路	七曲り道路排水機所	高島平五丁目 1番地先	排水ポンプ3台	$\phi 80\text{mm} \times 1$ 基 $0.5\text{t}/\text{分}$ $\phi 100\text{mm} \times 2$ 基 $1.05\text{t}/\text{分} \times 2$ 台
	計		3台	2.6 t / 分
簡易排水ポンプ所	大山金井町簡易排水ポンプ所	大山金井町 1番地先	排水ポンプ1台	$\phi 150\text{mm} \times 1$ 基 $2\text{t}/\text{分}$
	計		1台	2 t / 分

第3 移動式排水ポンプ保有状況

(単位：台) (令和5年10月1日現在)

所管	口径				計
	40mm	45mm	50mm	76mm	
南部土木 サービスセンター	1	—	6	1	8
北部土木 サービスセンター	—	2	6	—	8
計	1	2	12	1	16

第4 浸水対策

1 土のうステーションの設置

区は、豪雨による緊急的な浸水対策として、常時持ち出しができる土のうステーションを設置している。

土のうステーションについては、区内 66 か所 (令和5年10月1日現在) に設置している。

(単位：か所)

所管	土のうステーション設置箇所数
南部土木サービスセンター	33
北部土木サービスセンター	33
計	66

■参照（別冊「資料編」）

資料 1.3.2 土のうステーション設置箇所一覧

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第1 区における災害時の課題

区における被害想定結果や地域特性を踏まえると下記4つの課題が想定される。

項目	想定される被害
高齢等単身世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 区北部は高齢者の単身世帯率が高い。また、障がい者は災害時に自力で避難することが難しい場合があり、高齢者や障がい者等の単身世帯は、逃げ遅れや避難所生活の健康被害等が懸念される。
都や自治体からの応援	<ul style="list-style-type: none"> ● 都の被害想定では、被害が震源地や沿岸部に集中するため、都や他自治体等からの応援は、より大きな被害があった地域に向けられ、区への応援は遅れる又は限定されるおそれがある。また、初動体制の強化、並びに救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のために関係防災機関及び民間事業者との密接な連携が必要である。
避難体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害想定では避難者数が増加していることから、自治体の枠を越える大規模災害時における避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方について検討が必要である。また、昨今の災害を踏まえ、高齢者や障がい者などの要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について更なる検討が必要である。
復旧・復興への迅速な対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 都の被害想定では、甚大な建物被害が想定されるため、罹災証明書の交付や応急仮設住宅供与等の体制整備、トイレ機能の確保、がれき処理体制の構築などに取り組む必要がある。

第2 区の減災目標

区においても、想定される被害を抑制するため、減災目標を設定するとともに、減災目標の確実な達成のため、3つの視点と分野横断的な視点それぞれについて、目標とすべき指標を設定した。

区は、目標達成に向けて、都、関係防災機関、区民、事業者等と協力し、対策を推進していく。ただし、避難所、備蓄、医療救護、避難行動要支援者対策、液状化対策など、速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。

【区の減災目標】**目標1 区民の命を守る**

- ・2030年までに首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減（死者ゼロをめざす）

目標2 区民の生活環境を守る

- ・地域の機能を支える機関（区役所、病院等）の機能停止を回避
- ・ライフライン事業者と連携して早期復旧を図るとともに、在宅避難ができない区民および帰宅困難者の避難・一時滞在先と支援物資を確保
- ・地域の社会及び経済活動を迅速に再建・回復

【3つの視点（縦串）】

【予防対策】	【応急・復旧対策】	【復興対策】
視点1 自助・共助の促進による地域防災力の向上	視点2 区民の生命と地域の機能を守る応急対応の強化と安全で質の高い生活環境の確保	視点3 被災者の早期の日常生活の回復
一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会・自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して地域防災力を高めていく。	関係機関との密接な連携により区民の生命及び地域の機能を守るとともに、Ready-Goリスト及び業務継続計画等により、業務継続体制の確実な確保を図る。	民間等との協定の実効性を高め、避難所の安全化や生活環境の質の向上を図るとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す。

【分野横断的な視点（横串）】

①SDGs	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰一人取り残さないという SDGs の理念を踏まえ、女性や要配慮者など多様な視点を防災計画に反映 ⇒多様な視点に配慮した、避難行動、医療救護、避難生活、生活再建支援
②防災 DX	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災 DX」を積極的に推進 ⇒迅速・正確な防災情報の伝達、膨大な被害情報や避難情報の収集・集約、備蓄支援や罹災証明発行の効率化
③防災ブランド	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災の普及・啓発の重要なツールである「いたばし防災+（プラス）プロジェクト」を区の防災ブランドとして確立 ⇒「防災」に「楽しい」「おいしい」「新しい」などの価値をプラスした防災意識啓発の推進
④ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての防災・減災対策の前提となる「強靭なまちづくり」を推進 ⇒いざ災害が起ったときに命を守るためにまちづくり
⑤人口構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代の減少や 75 歳以上の割合が増加するなど、今後の人口構造の変化も踏まえた防災対策の推進 ⇒高齢者と若い世代の融合や防災リーダーの育成による地域防災の推進

【指標一覧】

◆視点1：自助・共助の促進による地域防災力の向上

項目	2029年度（令和11年度）
家庭内で災害への備えを講じている区民の割合 (区民意識意向調査)	(R5年度) 83.6% ⇒ 100%
出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）	(R5年度) 3.5% ⇒ 15%
初期消火対策実施率（消火器設置）	(R5年度) 21.8% ⇒ 40%
家具類の転倒・落下・移動防止対策	(R5年度) 31.1% ⇒ 40%
飲料水・非常用食料の備蓄率	(R5年度) 59.8% ⇒ 80%

◆視点2：区民の生命と地域の機能を守る応急体制の強化と安全で質の高い生活環境の確保

項目	2030年度（令和12年度）
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進 (板橋区耐震改修促進計画 2025)	
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	(R2年度) 90.8% ⇒ (R7年度) 100%
一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	(R2年度) 85.7% ⇒ (R7年度) 90%
B-C-M体制の再構築	R6年度に府内タイムラインを策定し、区のB-C-M体制を再構築
受援応援計画等の充実	新たな被害想定を踏まえ、受援物資の配付など区内の受援応援体制を充実
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率	(R5年度) 56% ⇒ 100%
災害医療体制の確保	全ての緊急医療救護所での実働訓練の実施
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
民間事業者との災害協定内容の見直し	災害協定締結民間事業者が発災時に実効性のある防災行動がとれる仕組みの構築

◆視点3：被災者の早期の日常生活の回復

項目	2030年度（令和12年度）
迅速かつ公平な被害認定及び罹災証明書の発行体制の構築	被害認定及び罹災証明書発行に係る図上訓練の実施
被災者の生活再建に向けた各種支援制度の整理	生活復興マニュアル及び都市復興マニュアルの改定
災害ごみの集積や処理方法の明示	災害時廃棄物処理計画の改定
断水時の給水支援について仕組みや体制を明示	水道局と連携し、より実効性のある給水訓練の実施

◆分野横断的視点：ハード対策

項目	2030年度（令和12年度）
耐震化（板橋区耐震改修促進計画 2025）	
住宅全体の耐震化率	(R 2年度) 86.1% ⇒ (R 7年度) 概ね解消
民間の特定建築物の耐震化率	(R 2年度) 91.4% ⇒ (R 7年度) 95%
整備地域の不燃化（不燃化推進特定整備地区 整備プログラム）	
大谷口一丁目周辺地区不燃領域率	(R 1年度) 63.8% ⇒ (R 7年度) 70%
大山駅周辺西地区不燃領域率	(R 1年度) 72.2% ⇒ (R 7年度) 80%以上
木造密集地域の不燃化	(R 2年度) 21カ所 ⇒ 減少
無電柱化の推進	大谷口上町区間（日大病院前）整備完了

【具体化する区の主要事業】

減災目標の確実な達成のため具体化する区の主要事業を以下に示す。

事業名	3つの視点	分野横断的視点	取組の方向性
防災ガイドの更新・配布	予防	SDGs	令和5年度のいたばしくらしガイド発行（全戸配布）に合わせて、ハザードマップデータを更新し、区内の外国人人口増加に伴う需要に対応するため、外国語版（英語、中国語、韓国語）のハザードマップデータを新たに作成する。また、国が推進している「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を踏まえ、災害種別ごとの避難所看板及び浸水深表示を設置する。
地区防災計画策定の推進（コミュニティ防災）	予防	SDGs	住民が自らの地域の特性に応じて作成した18地域の地区別防災対策マニュアルやコミュニティタイムラインを「板橋区地域防災計画」における「地区防災計画」と位置付け、作成及び改定を支援する。
いたばし防災+（プラス）プロジェクト	予防	防災ブランド	防災に「楽しい」や「おいしい」といった付加価値をプラスすることで、これまでに防災に興味のなかった人も巻き込んで地域全体の防災力を向上させる。
庁内タイムラインの作成及びReady-Goリストを含む業務継続計画（BCP）の改定	応急復旧	SDGs	区では業務継続計画（BCP※）を効果的に運用するための業務継続マネジメント（BCM）活動として、発災時の具体的な行動を定めた各課マニュアル及びReady-Goリストを作成している。今般の地域防災計画の改定に合わせて、全庁的な防災行動を整理した「庁内タイムライン」を新たに作成し、区のBCM体制を再構築する。 ※災害発生時においても、区民の生命・身体及び財産を保護し、社会経済活動を維持するため、非常時優先業務を効果的に遂行する上で必要な資源の準備や対応方針・手段を定め、かつ復旧を早めるための計画
備蓄物資体制最適化計画の改定	応急復旧	SDGs	各避難所や備蓄倉庫に配備している備蓄物資について、数量や倉庫ごとのレイアウトなど、配備計画の見直しを行う。備蓄物資の総量については、都の被害想定における区の最大避難者数を基準とし、家庭の備蓄率やSDGsの理念を踏まえ再構築する。
大規模物流施設と連携した緊急一時退避場所の整備や備蓄物資管理体制の強化	応急復旧	防災DX	舟渡四丁目南地区で令和6年9月末に竣工予定の民間大規模物流施設（MFLP・LOGIFRONT 東京板橋）と連携し、水害時の緊急一時退避場所の整備や、支援物資の保管・配送拠点として物流システムを用いた支援物資の効率的な管理及び実効性のある防災体制を構築します。
民間事業者との協定内容の見直し	応急復旧復興	SDGs ハード対策	災害協定を締結している民間事業者が発災時に実効性のある防災行動がとれるよう、庁内の関連部署と連携して協定細目等の協議・設定を行う。
自治体間連携による広域避難体制の構築	応急復旧	SDGs 人口構造	首都直下地震における災害関連死者数を減少させるため、地震発生後に区民が協定締結自治体へ広域避難できる体制を構築する。
防災関連システムの機能強化	応急復旧	防災DX	多岐にわたる情報を地図上にレイヤー表示し情報の一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ情報発信を視覚的に分かりやすいものとなるようシステムを更新する。
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定	応急復旧	SDGs	計画策定率100%の達成及び訓練の実施に向けて、庁内の関連部署と連携し、組織横断的かつ継続的な支援を行う。
各種復興マニュアルの改定	復興	SDGs ハード対策	都の被害想定の見直し及び板橋区地域防災計画の改定を踏まえ、板橋区生活復興マニュアル、都市復興マニュアル、災害廃棄物処理計画等を改定し、復興に向けて速やかに動き出せる体制を全庁的に整備する。

第5章 複合災害への対応

第1節 複合災害による被害の様相

近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。また、東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。近年では、熊本県を中心に九州や中部地方などにおいて、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

都の新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

災害	複合災害による被害の様相
地震+風水害	<ul style="list-style-type: none">● 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大● 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
地震+火山噴火	<ul style="list-style-type: none">● 数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化● 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
地震・風水害+感染拡大	<ul style="list-style-type: none">● 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難所間で集団感染が発生● 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況を踏まえ、各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

【複合災害に備え留意すべき事項】

項目	留意事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none">● 自分の命は自分で守る観点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を推進● 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化● 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証● 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進● 夏季発災時における熱中症対策 等
大規模自然災害 + 大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none">● 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化● 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討● 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした灾害関連死抑止への対応 等
感染拡大 + 大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none">● 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保● 避難所における感染拡大による災害関連死防止への対応 等

第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ

発災直後から応急復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

危機管理体制の構築(初動態勢、広域連携等)

情報通信の確保(防災行政無線、無線 LAN 等)

道路ネットワークの確保(交通規制、道路啓開)

発災直後から 72 時間以内において特に重要な活動

(各機関)
救出救助
消火活動

連携

自助・共助
救助活動
初期消火
避難支援

避難対策
被災者に
配慮した

医療
救護

派遣

活動

運営
ボランティア
の支援
など

生活再建
応急危険度判定

物流・備蓄
対策
備蓄物資
の供給

燃料の
安定供給
支援物資
の調達・
輸送・供給

帰宅困難者等
対策
一斉帰宅
の抑制
帰宅困難者
～情報提供
一時滞在
施設の確保

ライフ
ライン
の確保
非常用電
源確保
被害状況
の確認

応急復旧

24 h

72 h

発災後、4日目以降に重点的に行う活動

罹災証明
義援金
応急仮設
住宅等

帰宅支援

第3部及び第4部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本章では、各施策の関係について、「1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動」、「2 発災直後からの 72 時間以内において特に重要な活動」、「3 発災後、4 日目以降に重点的に行う活動」の3つに分類し、それぞれの相関のイメージを示した。

1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

(危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク)

- 発災後のあらゆる局面において的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。
- 関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。
- 災害広報情報等は、地図情報等を活用して一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ、避難所開設状況等の情報発信が視覚的にわかりやすいものとなるよう工夫する必要がある。
- 救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。

2 発災直後から 72 時間以内において特に重要な活動

(救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン)

- 救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を發揮する。
- こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。
- 避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。
- 帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。
- こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

3 発災後、4日目以降に重点的に行う活動

(生活再建、帰宅支援)

- 発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部